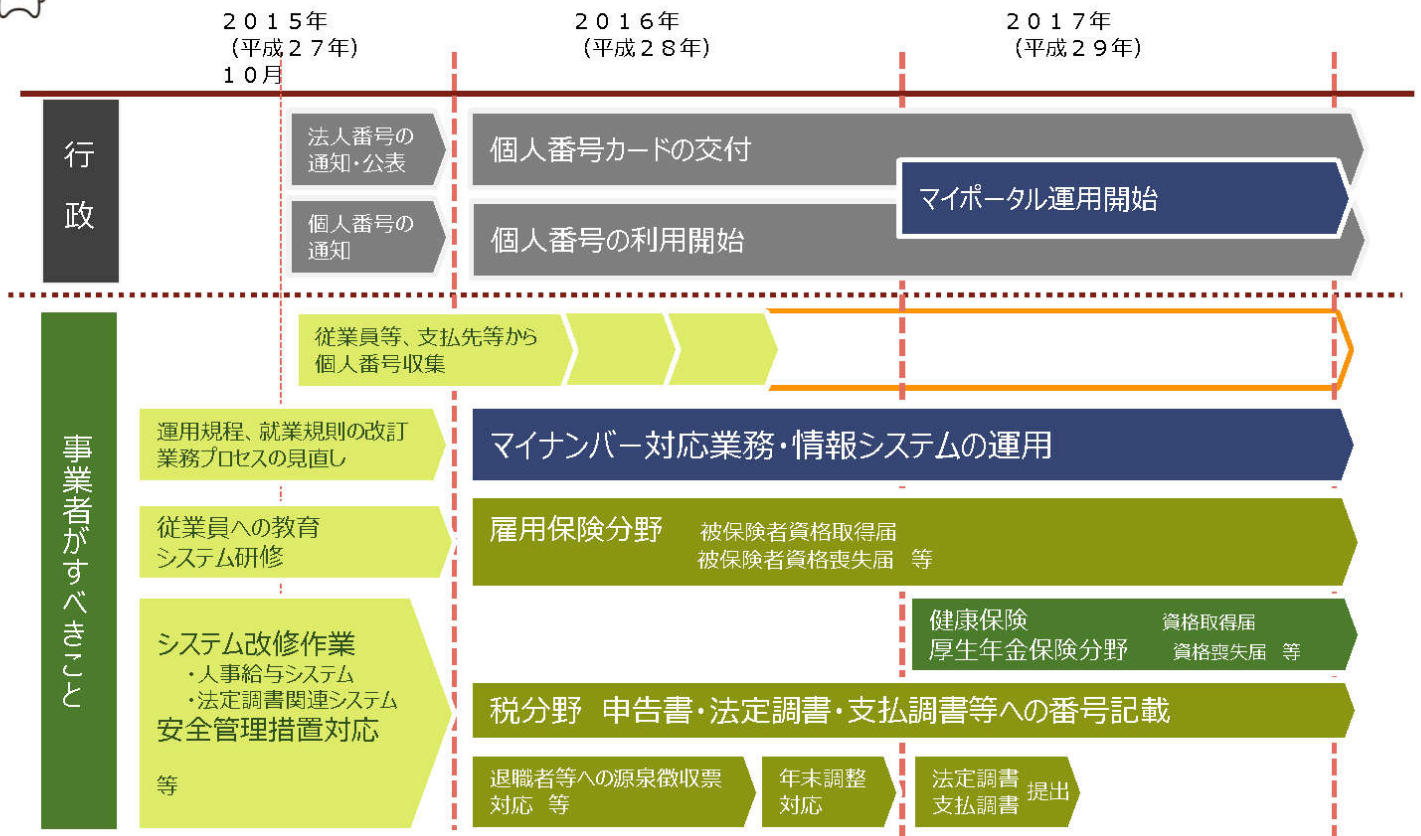




## 今後の実施スケジュール



## 番号法と個人情報保護法

個人情報保護法は一般法、番号法は特別法の関係にあり、特別法は一般法に優先します。

	番号法	個人情報保護法
適用対象	個人番号を取り扱う <b>全ての者</b>	個人情報取扱事業者 穂人情報の数の合計が過去6月以内の いずれの日においても5000超の事業者
利用範囲	個人番号を含む個人情報 (2条) ※死者を含む	<b>生存する</b> 個人情報 (2条)
利用目的の変更	番号法で <b>限定的</b> に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定し利用。	利用目的の特定、通知または公表(15条)
目的外利用	<b>本人同意があっても利用不可</b> (9条)	本人への通知または公表 (16条)
第三者提供	法で限定的に <b>明記された場合を除き、提供不可</b> (14,15条)	本人からの同意取得 (16条)
データベース作成	<b>必要な範囲を超えて作成不可</b> (28条)	本人からの同意、予め利用目的とする (23条)
安全管理措置	漏えい、滅失、毀損の防止ほか(12条,33条) 従業者の監督 (34条)	データ内容の正確性の確保 (19条)
		漏えい、滅失、毀損の防止ほか (20条) 従業者の監督 (21条)